

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

2026年3月13日

愛知県

第1 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)」第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定める。

第2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	2024(令和6)年度	2035(令和17)年度 (概ね10年後)
耕地面積(①)	72,000ha	72,000ha ^{注1}
担い手が利用する面積(②)	31,711ha	50,400ha ^{注2}
②/①	44.0%	70.0%

注1 目標年次の耕地面積は、現在の面積が維持されるものと想定する。

注2 農地中間管理事業その他の取組により、毎年1,700haを目標に担い手への集積を進める。

注3 将来的に、耕地面積に占める担い手が利用する面積が8割となることを目指す。

第3 第2以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- 1 担い手の農業経営の効率化及び高度化を図るため、農地中間管理機構を中心に、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関が一体となって、農用地の利用調整や基盤整備に取り組み、団地(連続して作業ができる圃場)面積を拡大する。
- 2 再生可能な遊休農地(農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地)について、国庫補助事業の活用等により再生し、農地中間管理事業を活用して担い手へ集積することにより、農用地区域を中心に、毎年200haを目標に解消に取り組む。

第4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- 2 農地中間管理事業は、各市町村における地域計画の区域内において重点的に実施するものとし、その見直し・作成と連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

- 3 農地利用集積円滑化事業・利用権設定等促進事業と農地中間管理事業の統合一体化については、農業協同組合等関係機関・市町村との連携を密にして、円滑な移行を推進する。

第5 農地中間管理事業の実施方法

- 1 農用地利用集積等促進計画は、全ての市町村及び市町村が指定する者に案の作成を求めることを基本とする。
- 2 農用地利用集積等促進計画案作成以外の業務については、市町村、農業委員会、市町村公社、農業協同組合、愛知県農業会議、土地改良区、愛知県土地改良事業団体連合会、民間企業等の能力・実績等から判断して、委託された業務を適切に行えると認められる者に委託を認めることとする。

第6 農地中間管理事業に関する啓発普及

地域計画の見直し・作成のプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理事業の活用方法等について、周知徹底を図る。

第7 関係機関、団体等との連携及び協力

県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、愛知県農業会議、愛知県農業協同組合中央会、愛知県土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫、その他農業関係団体等からなる推進会議を設け、農地中間管理事業に関する情報の共有、事業の推進を図る。